○経済産業省告示第二百二十五号

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）第十三条第三項の規定に基づき、会員制事業協会から名称変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十四年十月五日

経済産業大臣　枝野　幸男

新名称　一般社団法人日本ゴルフ場事業協会

住所　東京都千代田区岩本町三丁目十一番十五号

○国土交通省告示第千七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十月五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第１　起業者の名称　西日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福岡県豊前市大字中村、大字馬場、大字松江、大字四郎丸、大字川内、大字鳥越、大字大村、大字荒堀、大字大西、大字久路土、大字永久及び大字鬼木地内

福岡県築上郡上毛町大字緒方、大字下唐原及び大字上唐原地内

大分県中津市三光佐知字七田、三光諫山字野地、字宮留、字江吾、字様屋敷、字中原屋敷、字広屋敷、字下原、字障子垣、字加勢ノ上、字有安、字宝蔵垣及び字久保畑、三光原口字西丁、字東丁、字棚垣、字随野、字平畑、字入江、字建深田、字河依及び字打原、三光成恒字賦ル、字除町及び字畠田、三光田口字梅田、字青田、字下ヶ松、字釘ノ上、字嶋ノ町、字迫田及び字城山、三光森山字高巣、三光西秣字迫、字城山、字池ノ下、字鳥越、字苅野、字寺迫、字池辺、字草葉迫、字久保、字岸ノ上、字大迫、字尾迫及び字大戸、三光上秣字灰床、字田ノ口及び字二井手並びに三光下深水字池ノ下、字葉山、字北谷、字大間、字小迫、字カシミ、字井田及び字大迫地内

大分県宇佐市大字今仁字間迫、字後迫、字長谷及び字鍋ヶ谷、大字赤尾字前迫、字城川及び字苔石、大字木内字松尾、字御見取、字柿添、字古屋敷、字竹吉、字蔵田及び字丸尾、大字今成字寺山、字高城、字城前、字天水、字樋掛及び字居屋敷並びに大字末字丸尾、字東、字平熊本山弥太郎山、字殿ノ谷及び字竜王地内

２　使用の部分　福岡県豊前市大字中村、大字四郎丸、大字川内、大字鳥越、大字大村、大字荒堀、大字大西、大字久路土及び大字鬼木地内

福岡県築上郡上毛町大字緒方及び大字上唐原地内

大分県中津市三光原口字建深田、字河依及び字打原、三光成恒字賦ル及び字畠田、三光田口字梅田及び字迫田、三光西秣字大戸、三光上秣字灰床並びに三光下深水字大迫及び字寺ヶ迫地内

大分県宇佐市大字今仁字間迫、字長谷及び字鍋ヶ谷、大字赤尾字前迫、字岩水奥、字御山及び字城川、大字今成字樋掛並びに大字木内字柿添、字古屋敷、字竹吉、字蔵田及び字丸尾地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県築上郡築上町大字上ノ河内地内の椎田南インターチェンジ（仮称）から大分県宇佐市大字山本地内の宇佐インターチェンジ（仮称）までの延長28.3㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東九州自動車道新設工事並びにこれに伴う市道及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道東九州自動車道新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第２条第４項に規定する会社は、同法第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、西日本高速道路株式会社は、平成18年３月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である西日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道東九州自動車道（以下「東九州道」という。）は、北九州市を起点とし、行橋市、大分市、延岡市、宮崎市、日南市、鹿屋市等を経て鹿児島市に至る延長約436㎞の路線である。

東九州道が通過する福岡県京築地域及び大分県北部地域（以下「本地域」という。）は、自動車生産拠点等が立地しているほか、邪馬渓、中津城等の観光資源があり、本地域内外から観光客が訪れている。また、大分県は、かぼすの栽培等が盛んであり、農産品等は本地域を経由して北九州方面等へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行する一般国道10号等は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通を担い、広く利用されており、一部区間において交通混雑が発生している状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、一般国道10号の自動車交通量は、豊前市松江地内で16,502台／日であり、混雑度は1.33となっている。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である一般国道10号（椎田道路及び宇佐別府道路）、東九州道の他の区間等と一体となって、本地域と、北九州市、大分市等の九州地方の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性の向上、物流の効率化等に寄与するとともに、一般国道10号等の機能を補完・代替することにより、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である福岡県知事及び大分県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、それぞれ平成11年11月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年５月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、ハヤブサ及びヤイロチョウ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているオオキトンボ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、メダカ、オヤニラミ等の生息が確認されている。オオタカ、ハヤブサ及びヤイロチョウについては、生息環境は計画路線の周辺に広く分布することなどから影響は少ないとされている。サシバについては、営巣が確認されており、起業者は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じるほか、オオタカ等とともにモニタリング調査を継続することとしている。オオキトンボ、メダカ及びオヤニラミについては、計画路線は生息環境を橋梁で通過することなどから影響は少ないとされている。